

三井住友信託ダイレクト電子交付サービス利用規定

三井住友信託電子交付サービス（以下、「本サービス」といいます。）の申し込みを行ったお客さまは、三井住友信託電子交付サービス利用規定（以下、「本規定」といいます。）の内容を十分に理解した上で、本サービスを利用することを、承諾したものととして取り扱います。なお、本規定において特段の定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定が適用されるものとします。

第 1 条 三井住友信託電子交付サービス

1. サービス内容

本サービスは、お客さまへの書面の交付等に代えて、当該書面に記録すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）により提供（以下、「電子交付」といいます。）するサービスをいいます。

2. 対象書類

- （1）本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書類は、金融商品取引法その他の関係法令等に規定される交付書類および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページに掲げる書類（以下、「対象書類」といいます。）とします。
- （2）対象書類を変更する場合、当社は事前に当社ホームページで公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を得たものとして取り扱います。
- （3）本サービスの利用申込みは、本サービス専用画面の「交付対象」ごとに行われます。「交付対象」内の対象書類はすべて電子交付され、一部を紙媒体で交付することはできません。

第 2 条 電子交付の方法

1. 当社は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたお客さまファイル（以下、「お客さまファイル」といいます。）に記録された対象書類の記録事項につき、電気通信回線を通じ、三井住友信託ダイレクト [インターネットバンキング] にて閲覧いただく方法により行います。なお、当社の判断により、対象書類の記録事項がお客さまファイルに記録された旨を電子メール等当社所定の方法にてお客さまに通知することがあります。但し、金融商品取引法その他関係法令等で義務づけられる場合を除き、本サービスの内容として当社が通知義務を負うものではありません。
2. 本サービスの利用中および解約後に関わらず、後記第 4 条 1. の閲覧可能期間に閲覧可能である限り、紙媒体での再発行は行いません。また、対象書類であっても、本サービス利用開始前に作成基準日が到来した書類等について、電子交付は行いません。
3. 本サービスの利用期間中であっても、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が合理的と判断した場合、対象書類を紙媒体により交付することがあります。この場合、電子交付を行う義務は負いません。
4. お客さまが当社宛に届出している内容により紙媒体による対象書類の交付が不能な状態となっている場合、電子交付は行いません。

第3条 申し込み

1. お客さまは次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申し込みができるものとします。
 - (1) 三井住友信託ダイレクト [インターネットバンキング] にて、インターネットバンキング初期登録が完了していること
 - (2) インターネットをご利用できる端末をお持ちで、当社からの電子メールを受信可能なメールアドレスをお持ちのこと
 - (3) 使用する端末において PDF 閲覧ソフトの利用が可能であること
 - (4) 本規定および当社が指定する各規定の内容を承諾すること
2. 申し込みの方法
三井住友信託ダイレクト [インターネットバンキング] の所定の画面からの申し込みとなります。

第4条 対象書類の閲覧

1. 閲覧可能期間
 - (1) 対象書類の電子交付は、対象書類の作成基準日が本サービスの利用期間中であることが条件となります。なお、対象書類の作成基準日は、当社が定めるものとします。
 - (2) 閲覧可能期間は、対象書類の記録事項が閲覧可能となった日から当社が別途定める期間とします。なお、対象書類の閲覧可能期間について金融商品取引法その他関係法令等で規定されている場合は、当該期間と同一とします。
2. 閲覧の停止・対象書類の消去
当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には対象書類の閲覧を停止、または消去することができるものとします。
 - (1) 対象書類の記録事項を紙媒体により交付した場合
 - (2) お客さまが当社の定める方法により対象書類の消去の申し出をし、かつ当社がこれを了承した場合
 - (3) 後記5条2. の解約事由のいずれかに該当する場合および電子書面の正確性を保つ場合等、当社がやむを得ないと判断する場合

第5条 本サービスの解約

1. お客さまが、本サービスを解約する場合、当社所定の手続きをとり、紙媒体での交付に変更できるものとします。
2. 以下の各号の事由がひとつでも生じた場合には、当社は、お客さまに通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。
 - (1) 「三井住友信託ダイレクト利用規定」に定める三井住友信託ダイレクトの解約条件に該当したとき
 - (2) 当社のすべてのお客さまに対し、本サービスを終了したとき
 - (3) その他本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき

第6条 免責事項等

1. 本サービスに係るご連絡は、お客さまが三井住友信託ダイレクト [インターネットバンキング] に登録済のメールアドレス宛に行います。登録変更を怠る等によりメールの延着、不着があった場合には、当該メールは通常到達すべきときに到達したものとみなし、延着、不着による損害について、当社は一切の責任を負いません。なお、一般的に合理的と認められる方法により当社がウイルスチェックを行っている限りにおいて、万一お客さまの端末がウイルスに感染してしまった場合でも、当社はいっさいの責任を負いません。
2. 以下の事項により生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。
 - (1) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、①通信機器、回線およびコンピュータ等の誤作動、障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき、②インターネット等の通信経路において不正アクセス等がなされたことによりお客さまの暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号、その他の取引情報等が漏洩したとき。
 - (2) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。
 - (3) 災害・事変等当社の責めに帰すことできない事由、または公的機関、監督官庁等の措置、メンテナンス実施等やむを得ない事由により、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき。
 - (4) お客さまの端末が正常に稼働しなかったことにより、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき。
 - (5) 第4条2. に基づく閲覧の停止・対象書類の消去
 - (6) 第5条に基づく本サービスの解約
 - (7) 第7条に基づく本規定の変更
 - (8) 第8条に基づく本サービスの終了

第7条 本規定の変更

1. 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示等により、本サービスを提供していく上で変更が必要であると当社が判断した場合、改定されることがあります。
2. 前項に基づき本規定を改定する場合、当社は事前に当社ホームページ、本サービス専用画面等で周知することにより変更できるものとします。

第8条 本サービスの終了

1. 法令の変更、監督官庁の指示等、本サービスを提供していく上で、当社が必要と判断した場合、本サービスを終了することがあります。
2. 前項に基づき本サービスを終了する場合、当社は事前に当社ホームページで周知することとします。

以上

(2023年12月11日現在)